

令和7年度地域課題解決型募金（テーマ型募金）募集要項

1 目的

地域課題解決型募金（以下「テーマ型募金」という。）は地域の課題解決に取り組んでいるNPO、ボランティア団体等（以下「団体」という。）が、募金運動期間拡大期間である1月から3月までの3カ月間に自ら行う活動の趣旨を広く住民に呼びかけ、住民の理解と共感に基づく募金活動を展開し、共同募金の配分により団体の活動に必要な資金を確保し、その活動を通じて地域福祉を推進することを目的とします。

2 対象団体

本事業に申請できる団体は次に掲げる要件を満たすものとします。

- （1）三重県内で活動している非営利団体（法人格の有無は問わない）で団体としての活動実績が1年以上あること
- （2）組織に関する規則（会則等）があり、適正な会計処理がなされていること
- （3）課題解決の必要性を広く住民に伝え、共同募金の一環として募金を呼びかけることができる団体であること
- （4）企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること
- （5）その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと

3 対象事業

本事業の対象となるものは公的制度では解決できない多様な地域課題、社会課題の取組む次に掲げる活動とします。

- （1）子育て支援及び児童健全育成に関する活動
- （2）高齢者の生活支援及び社会参加に関する活動
- （3）障がい者の生活支援及び社会参加に関する活動
- （4）地域から孤立をなくす活動
- （5）虐待防止、虐待を受けている人への保護活動
- （6）難病者への支援活動
- （7）福祉のまちづくり支援活動
- （8）その他の生活課題を抱える世帯への支援活動
- （9）その他の福祉課題を解決するための活動

4 対象経費

対象経費は次に掲げる経費を原則とします。

- (1) 会議費、研修費、報償費、旅費
- (2) 対象事業に係る人件費
- (3) 備品購入費
- (4) 通信費、運搬費、印刷費、保険代
- (5) その他、三重県共同募金会が特に必要と認める経費

5 対象外経費

対象外経費は次に掲げる経費とします。

- (1) 団体の運営に関わる管理費及び人件費
- (2) 飲食費、視察費

6 募金活動及び配分

(1) 募金目標額

参加申請にあたって、募金目標額は10万円以上とします。

(2) 募金活動期間

令和8年1月1日（木）から令和8年3月31日（火）まで

(3) 募金活動

申請団体は三重県共同募金会（以下「当会」という。）が提供するチラシ等により自らの活動の必要性を訴えながら、その活動に必要な資金を主体的に取り組むものとします。

(4) 配分額

①募金

団体に寄せられた募金額から事務費を控除したものとします。

事務費の額は団体の募金額の10%（千円未満は切り捨てた額）とし、10万円を上限とします。

②配分加算額

募金額に応じて20万円を上限に加算額を交付します。

＜募金実績額＞	＜加算助成額＞
～10万円未満	無し
10万円～50万円未満	実績額の40%
50万円～	20万円

7 申請方法及び参加の決定

(1) 申請書の提出

所定のテーマ型募金参加申請書に必要事項を記載し、添付書類を付して当会に提出してください。

(2) 募集期間

令和7年9月1日（月）から令和7年10月4日（土）まで
（当日消印有効）

(3) 参加の決定

当会において審査のうえ、参加団体を決定します。

8 応募団体への支援

当会は応募団体の募金活動に際しての支援内容は次のとおりします。

(1) 振込用紙の作成、印刷

(2) 各テーマ募金に係る県政記者クラブへの資料提供と当会HPへ掲載

(3) 応募団体説明会の開催

9 配分額の決定

(1) 募金額の確定

募金活動終了後、各団体は募金集計報告書に基づき当会において募金額を確定します。

(2) 目標額を超えた募金の取扱い

目標額を募金は変更手続きを経て、全額配分します。

(3) 運動期間終了後の募金の取扱い

運動期間外の募金は、次年度の一般募金実績扱いとします。

(4) 配分額の決定

募金実績に基づき当会の配分委員会、理事会及び評議員会において決定します。

10 配分事業の変更、報告

(1) 募金活動終了後に募金実績に基づき事業の見直しを行った上で配分事業変更申請書を当会へ提出してください。

(2) 配分を受けた実施する事業は令和8年度内に実施してください。

(3) 事業終了後、1ヵ月以内に配分事業使途報告に必要な添付書類を付して当会へ提出してください。

(4) 事業を実施する際には「赤い羽根共同募金」の配分金であることを明示してください。

1 1 配分額の返還

本要項に違反したときまたは次に掲げる事項のいずれかに該当するときは配分決定を取り消し、配分金の全部もしくは一部の返還を求めるものとします。

- (1) 配分金を申請事業に使用しなかったもの
- (2) 申請事業の実施が困難になったとき
- (3) 申請事業を中止したとき
- (4) 配分金に剰余が生じたとき